

灘放課後児童教室ほか運営業務

公募型プロポーザル説明書

岩 国 市

1 業務・目的

岩国市（以下「市」という。）では、保護者が仕事や病気などにより家庭での保育ができない場合に、保護者に代わって小学校の授業の終了後等に放課後児童教室専用施設や小学校余裕教室等の保育スペースを活用して放課後児童教室を運営している。

令和元年度からは、一部の小学校区において、放課後児童教室運営業務の民間委託を実施し、放課後児童教室利用児童の増加による待機児童解消に取り組んでいるところである。

この説明書は、当該業務の受託者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式の実施方法等の必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 灘放課後児童教室ほか運営業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで
(運営委託期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで)
- (4) 提案上限額（予算額） 消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項及び別表第 2 第 7 号により非課税として扱うものとする。

年 度	予 算 額
令和 7 年度	—
令和 8 年度	97,069 千円
令和 9 年度	98,844 千円
令和 10 年度	101,586 千円
合 計	297,499 千円

3 担当部署

岩国市福祉部保育幼稚園課放課後保育班（担当：井上）

郵便番号 : 740-8585

住 所 : 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

電話番号 : 0827-29-5079

ファックス : 0827-22-1261

電子メール : hoiku@city.iwakuni.lg.jp

4 参加資格

この手続に参加できる者（以下「事業応募者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 岩国市内に事務所、事業所等を有している、又は令和 8 年 3 月 31 日までに岩国市内に事務所、事業所等を設置する予定があること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項に規定する第二種社会福祉事業の運営実績があること。
- (5) 本市の市税を滞納していないこと。
- (6) 公告の日から企画提案書等の提出期限の日までの間に、岩国市物品の調達等に係る指名停止措置要領（平成 25 年 3 月 27 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 法人及びその役員が、岩国市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

5 選定までのスケジュール（予定）

公表	令和 7 年 5 月 26 日（月）
参加表明書等に関する質問の受付期間	令和 7 年 5 月 26 日（月）～ 6 月 2 日（月）
質問に対する回答期限	令和 7 年 6 月 4 日（水）
参加表明書等の提出期間	令和 7 年 5 月 26 日（月）～ 6 月 5 日（木）
企画提案書等の提出要請	令和 7 年 6 月 11 日（水）
企画提案書等に関する質問の受付期間	令和 7 年 6 月 11 日（水）～ 7 月 2 日（水）
質問に対する回答期限	令和 7 年 7 月 9 日（水）
企画提案書等の提出期間	令和 7 年 6 月 11 日（水）～ 7 月 28 日（月）
ヒアリング	令和 7 年 8 月 5 日（火）
選定結果通知	令和 7 年 8 月 12 日（火）

6 参加表明書等の作成及び提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出するものとする。なお、参加表明書等の様式は、岩国市ホームページから入手するものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第 1 号）
- イ 事業者の概要（様式第 2 号）
- ウ 事業等実績（様式第 3 号）
- エ 岩国市税に滞納がないことの証明（完納証明書）
該当がない場合は不要

(2) 提出部数

(1)に掲げる書類を 10 部提出すること。

(3) 提出場所

3 と同じ

(4) 提出期限

令和 7 年 6 月 5 日（木）17 時 15 分

(5) 提出方法

直接持参又は書留郵便とすること。なお、書留郵便の場合、提出期限までに提出場所に到達したもののみを有効とする。また、封書の表に「灘放課後児童教室ほか運営業務公募型プロポーザル参加表明書」を明記するとともに、郵送時には電話にて、保育幼稚園課まで連絡すること。

(6) その他

参加表明書等を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第 4 号）を提出すること。

7 参加表明書等に関する質問及び回答

質問は、参加表明書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、企画提案書等の作成及び提出に関する質問や評価及び審査に関する質問は受け付けない。

(1) 質問書の提出について

ア 提出書類 質問書（様式第 5 号）

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出場所 3 と同じ

エ 提出期限 令和 7 年 6 月 2 日（月）17 時 15 分

(2) 質問に対する回答について

質問に対する回答は、質問者に対して電子メールで回答するとともに、集約したものを、質問者名をふせた上で、令和 7 年 6 月 4 日（水）までに市ホームページに公表する。

8 企画提案書等の提出の要請

提出された参加表明書等の書類をもとに、参加資格を確認し、その結果を令和 7 年 6 月 11 日（水）までに参加表明書等の提出者に電子メール及び書面により通知するとともに、企画提案書等の提出の要請を行う。

9 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第 6 号）

業務を遂行するために必要な提案を記載し、参考となる資料等があれば、添付すること。

なお、様式第 6 号の記載順のとおりの内容であれば、任意のアプリケーション等を使った書式での提出も可とする。

イ 参考見積書（任意様式）

見積書に合わせて、年度ごとに 2 (4) に示す提案上限額（予算額）の範囲内で内訳書を作成すること。

当該内訳書には、項目ごとに算出根拠を示すこと。なお、次の項目については、見積りに含めないこと。

- ・ 備品類
- ・ 放課後児童教室の使用料
- ・ 光熱水費等の施設維持管理費

消費税及び地方消費税は、非課税のため含めないこと。

(2) 提出方法

各 10 部を持参し、又は書留郵便すること。なお、郵送の場合、提出期限までに提出場所に到達したもののみを有効とする。また、封書の表に「灘放課後児童教室ほか運営業務公募型プロポーザル企画提案書」を明記し、郵送時に電話にて保育幼稚園課まで連絡すること。

(3) 書類提出上の留意事項

ア 書類は、A 4 サイズで片面印刷を原則とする。なお、資料の都合上、部分的に A 3 サイズを利用する場合は、片袖折にすること。

イ 提出書類は、上記(1)のア、イの順番に並べること。

(4) 提出場所

3 と同じ

(5) 提出期限

令和 7 年 7 月 28 日（月）17 時 15 分

(6) その他

ア 企画提案書等を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第 4 号）を提出すること。

イ 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。

ウ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

10 企画提案書等に関する質問及び回答

質問は、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

(1) 質問書の提出について

ア 提出書類 質問書（様式第 5 号）

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出場所 3 と同じ

エ 提出期限 令和 7 年 7 月 2 日（水）17 時 15 分

(2) 質問に対する回答について

質問に対する回答は、質問者に対して電子メールで回答するとともに、集約したものを、質問者名をふせた上で、令和 7 年 7 月 9 日（水）までに市ホームページに公表する。

11 ヒアリングの実施

提出された企画提案書等に関し、次のとおり灘放課後児童教室ほか運営業務事業者選定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）によるヒアリングを実施する。

(1) 実施日及び場所

令和 7 年 8 月 5 日（火）岩国市役所本庁舎 予定

※実施日及び場所は、改めて別途企画提案書等の提出者に通知する。

(2) 実施時間

45 分以内（提案内容の説明 30 分以内、質疑応答 15 分以内）

(3) 出席者

1 者当たり 4 人を限度とする。

(4) その他

ア ヒアリングは、企画提案書等の提出順に行う。

イ 企画提案の説明に要するパソコン等の物品の持ち込みは、認める。ただし、電源、プロジェクター及びスクリーンは市で準備するので、ヒアリング実施の 2 日前までに市に連絡すること。

ウ 説明は、提出された企画提案書に沿って行うものとし、資料の追加は認めない。

エ ヒアリングに正当な理由がなく遅刻又は欠席した場合は、辞退したものとみなす。

12 企画提案書の特定

プロジェクトチームにより、提出された参加表明書等、企画提案書等及びヒアリングの内容を審査し、企画提案書を特定する。

(1) 評価方法

別紙評価基準表に基づいて採点し、総得点のうち最も高い企画提案書の提出者を業務委託受託候補者（以下「特定者」という。）として特定する。

最高点が 2 以上ある場合は、価格提案の金額が最も安価な企画提案書の提出者を特定者として特定する。

価格提案の金額も同額である場合は、価格のみ再提案し、金額が最も安価な提出者を特定者として特定する。

なお、評価点の得点率が 60 パーセント未満の場合は、適切な提案がないものとし、企画提案書を特定しない。

(2) 審査結果

審査の結果は、令和 7 年 8 月 12 日（火）までに企画提案書等の提出者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、市ホームページで特定者を掲載する。

13 業務委託契約

企画提案書を特定したのち、特定者と契約条件について協議の上、予算の範囲内で契約に向けた手続を行う。

なお、特定者が参加資格を満たさないと判断した場合や、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。その場合は、次に得点が高い企画提案書の提出者を特定者として、契約に係る協議及び手続を行う。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載があったとき。
- (2) 業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (3) 企画提案書等の特定結果に影響を与えるような不正な行為が判明したとき。
- (4) その他プロジェクトチームにおいて特定者と契約の締結を行うことが適当でないと判断される事実が判明したとき。

14 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 本プロポーザルの公告日以降、プロジェクトチームのメンバーに直接、間接を問わず連絡を求めた場合、その他、プロジェクトチームにおいて不適当と認めた場合は、失格とみなす。
- (4) 提出された書類は、原則として記載内容の修正及び変更を認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により担当者の変更を行う場合は、新たな担当者には、同等以上の経歴等を持っている者を充て、事前に市の了解を得なければならない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。なお、提出された書類は、企画提案書の提出者の選定又は企画提案書の特定のため、必要に応じて複写使用する。
- (6) 提出された書類は、岩国市情報公開条例（平成 18 年条例第 20 号）に基づく開示請求があった場合は、原則開示する。なお、公にすることにより提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、不開示となるので、当該部分がある場合には、不開示部分とその具体的な理由を「不開示に関する理由書（任意様式）」により提出すること。ただし、開示又は不開示の判断は、同理由書に基づき行うものではなく、同理由書を参考として、本市が同条例に基づき客観的に判断するものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る、電子メール、F A X 等の通信事故について、本市は一切

の責任を負わない。

- (8) 契約保証金は、岩国市財務規則（平成 18 年規則第 52 号）第 127 条第 7 号により免除する。
- (9) この業務に係る契約書は、本市の指定する様式とする。